

賛助会員規定

（賛助会の会費）

第1条 賛助会員の会費は次のとおりとする。

年額1口1万円として1口以上とする。

2 会費の納入は原則として、当該年度の9月末日とする。

（賛助会員の特典）

第2条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

（1）本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、1コマを無償で利用することができる。但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

（2）本会が発行する会報等に、名称、所在地、電話番号、営業品目等を含む広告を無料（1口につき1/4ページ：会報等がA4サイズの場合、縦60mm×横170mm程度）で掲載することができる。

（3）作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

（4）本会のホームページに賛助会員名を載せ、希望があれば賛助会員のホームページへのリンクを許可する。

（規定の変更）

第3条 この規定の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附則

この規定は平成24年4月2日から施行する。

改定 平成26年8月4日